

平成8年第4回沼田町議会定例会会議録（3日目）

平成8年12月19日（木）午後15時26分開会

1 出席議員

議長	4番 吉尾政春議員	1番 谷口清治議員
	2番 橋場守議員	3番 大沼恒雄議員
	5番 吉田俊一議員	6番 吉田好宏議員
	7番 森井章夫議員	8番 横山峯生議員
	9番 野道夫議員	10番 久保寛議員
	11番 山木一男議員	12番 杉本邦雄議員
	13番 室田俊朗議員	14番 中村進議員
	15番 山田英次議員	16番 伊藤初議員

2 欠席議員

なし

3 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	篠田久雄君	農業委員会 会長	小西義光君
----	-------	-------------	-------

4 町長の委任を受けて出席した説明員

助役	西田篤正君	収入役	篠田繁彦君
総務課長	市橋忠晴君	財政課長	平木昭良君
産業課長	矢野潔君	水道課長	清水勝之君
民生課長	半田昭雄君	振興室長	中村幸雄君
建設課長	藤間武君	和風園園長	三上洋一君
旭寿園園長	松田剛君		

5 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	久本博美君	次長	野原耕次君
-----	-------	----	-------

6 農業委員会々長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石脇 敏彦 君 書記 三浦 剛 君

午後15時26分開

会

(岩寺監査委員、山本委員長、片桐所長欠席)

---

(開議宣言)

○議長(吉尾政春議長) 只今定足数に達しておりますので、これより3日目の会議を開きます。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長(吉尾政春議長) 会議録署名議員の指名を行ないます。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により3番、大沼議員、15番山田議員を指名致します。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第17、議案第54号、平成8年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。園長。

○和風園園長(三上洋一園長) 議案第54号、平成8年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成8年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成8年12月17日提出、沼田町長名でございます。

別冊に1頁目をお願い致します。平成8年度沼田町養護老人ホーム(和風園)特別会計補正予算(第3号)。平成8年度沼田町養護老人ホーム(和風園)特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,015千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190,000千円と定める。

2項については省略致します。

平成8年12月17日提出、沼田町長名。

歳出の方から説明を致します。別冊の9頁をお願い致します。1款の総務費2,250千円の補正増でございます。節の方から説明致します。この補正につきましては、給与条例の改正によりますところの人員費の増額が主でございます。

(「説明省略」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第54号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第18、議案第55号、平成8年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。園長。

○旭寿園園長（松田 剛園長） 議案第55号、平成8年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成8年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成8年12月17日提出、沼田町長。

別冊の第3号をご覧頂きたいと思っております。恐れ入ります、1頁をお開き頂きたいと思っております。平成8年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）。

平成8年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,731千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 259,537千円と定める。

2項につきましては省略させていただきます。

平成8年12月17日提出、沼田町長。

恐れ入ります、8頁をお開き頂きたいと思っております。今回は養護老人ホームと同じく私どもも人事勧告の関係で給与、職員、それから共済費増額であります。これにつきまして若干人事異動の職員の増ということで平成7年度の予算の繰越額を見越して実行してまいりましたが、若干備品等の老朽化で6月、9月と補正しまして、今回の人勧等で完全にまだ最終的には収入であります老人福祉負担金、所謂措置費が確定しておりませんので、それをあまりにも見込みまして補正予算をした場合に、もしそれだけの収入が見込まれない場合ということで、一応今回積立金を若干使わせて頂くような形の計上させて頂いてます。宜しくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第55号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第19、議案第56号、平成8年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 議案第56号、平成8年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成8年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成8年12月17日提出、沼田町長。

別冊でございますけれども、第3号でございます。平成8年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成8年度沼田町国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,702千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ477,063千円と定める。

第2項は省略させていただきます。

平成8年12月17日提出、沼田町長。

今回の補正の主なものにつきましては、歳出の方では説明致しますけれども高額療養費の増額分と老人保健の拠出金が確定に伴いまして、する主なものが補正でございます。歳入につきましては、国庫負担金、それから国庫補助金、療養給付金、交付金、基金の繰入金で財源手当をしております。

それでは歳出の9頁から説明をさせていただきます。それでは1款の総務費でございます。1目の特別対策事業費でございますが補正額1,668千円、これにつきましては普通旅費の節でございますけれども82千円減らしてございますけれども、これ旅費の中で健康増進大会ということで予算を組んでおりましたけれども、こういったものについては不要分になったということで決まったものについて減額させてもらっております。それから需要費の関係につきましては、補助事業絡みでそれぞれ今後カレンダー等、それから消耗品といったものについて予定をしている分について1,699千円、需要費として増額させても

らってございます。12節の役務費につきましては、これも100%の補助ございますけれども、補助絡みの医療費通知事務手数料増ということで54千円増やしてございますけれども、これ通知書が当初670件み  
ておりましたけれども月平均若干増えたということで計上してございます。それから18節の備品購入費に  
つきましては3千円程でございますけど執行残ということで減額してございます。

次10頁でございます。2款の保健給付費でございますが、2項の高額療養費、1目の一般被保険者高  
額療養費でございますけれども、補正額で3,500千円、これは一般被保険者の高額療養費ということで  
増やしてございますけれども、何れにしても医療費が当初の見込より増えているということで3,500千  
円増やしてございます。それから、2目の退職被保険者高額療養費でございますけれども、これも200千  
円でございますが、一般被保険と同じように退職者の方も医療費が伸びているということで200千円程  
増額してございます。これ3月までは当然異動がまたありますので、3月の段階で補正が出てくると思  
いますけれども、宜しくお願ひしたいと思ひます。

それから1目の出産育児一時金でございますけれども減額の1,500千円ということで、これは当初15人  
分みておりましたけれども現在まで3人しか国保の関係では生まれていないということで、これから見込  
でも5人分ぐらい足りないんじゃないかということで減額しております。

それから1目の葬祭費でございますけれども、300千円の増をしてございます。これにつきましても  
当初38人ほどみておりましたけれども、現在34人もう既に支給してございまして今後も、死ぬほうを増  
やして申し訳ないんですけれども15人分ぐらいでるんじゃないかということで300千円程増やしてござ  
い  
ます。

次11頁でございますけれども、3款の老人保健拠出金、1目の老人保健医療費拠出金ということで29  
,395千円の増でございます。これにつきましては確定に伴いましてまだ、今後も変更は当然確定ですか  
ら起きてはきませんけれども、老人保健の医療費の拠出金が確定ということでの増額でございます。

次、2目の老人保健の事業費拠出金でございますけれども、これ40千円の増でございます。これも同  
じように確定に伴いまして、40千円の老人保健の事業費の拠出金を増額させてもらってござい  
ます。

それから3目の老人保健の事務費の拠出金ですけれども、これも拠出金の関係が確定しましたのでこれ  
も同じように確定に伴う1千円程の増でございます。

それから基金の積立金でございますけれども、これ減額で7,902千円を減額してございます。これ財  
源の～～について当初積立て9,053千円程考えておりましたけれども、こういったことで拠出金が増え  
ているということで積立てを減額させてもらってございまして、宜しくお願ひ致します。

次、歳入の関係でございます。7頁でございますけれども、2款の国庫支出金で2目の療養給付費等

負担金でございます。補正で13,471千円、これにつきましては老人保健の医療費の拠出の負担金、歳出でも出てきましたけども確定に伴う増でございます。それから国庫補助金でございますけれども、1目の財政調整交付金、これ6,000千円の補正でございますけれども特別調整交付金ということで総合データバンク事業をやっているわけでございますけれども、それぞれ事業の100%補助でございます、今回6,000千円に決まっておりますけれども3月まで変更する要素がございますので、その時にまた補正をしたいと思っておりますけれども、宜しくお願ひしたいと思います。それから2目の特別対策費の補助金でございますけれども、477千円増でございます。これも確定に伴います医療費適正化事業をしているわけでございますけれども、特別対策費の事業補助金ということ477千円の増となっております。

次、3款の療養給付費交付金でございますけれども、1目の療養給付費交付金、補正といたしまして1,630千円、過年度分ということで退職者医療費給付の交付金過年度分が、これ7年度の精算額のなりますけれども当初頭だし予算をしておりましたけれども決まったということで1,630千円計上してございます。

次、8頁でございますけれども、7款の繰入金で1目の一般会計繰入金でございますけれども、補正で1,472千円の減をしてございます。1節の保険基盤安定繰入金、これは9年度末で期限切れの暫定措置、国の予算の関係でございますけれども、どういったものかと申し上げますと保険料の軽減世帯が保険料を公費で補填する制度でございます、保険料軽減の相当額の2分の1額に、道が4分の1、町が4分の1の負担をしているわけでございますけれども、それが決まりましたので1,376千円の減額をしているところでございます。2節の基準超過費用繰入金でございますけれども、1,796千円の減でございます。これにつきましては、医療費が特に高い市町村に対して医療費の適正化のために2年間の義務づけをされているわけでございますけれども、それに伴いまして平均的な医療費の1.17倍を越える保険料給付費の国庫に関わる負担分を国が3分の1、道が3分の1、町が3分の1を負担する制度でございます、それぞれ確定に伴いまして減額させてもらっているわけでございます。次、4節の出産育児一時金でございますけれども、これ1,000千円程減額をしてございます。それから5節の財政安定化支援事業繰入金でございますけれども2,700千円の増でございます、これ8年度の確定に伴うものの減でございますけれども、これにつきましては~~の保険料の負担能力や、それからベット数、それから年令、構成等によって国保の財源が受ける影響額を地方交付税で措置されている分でございます、そういった関係に伴いまして2,700千円増額をさせてもらっているわけでございます。

次、基金の繰入金でございます。5,596千円の増額をしてございますけれども、国民健康保険の基金の繰入金ということで5,596千円を増額してございますけれども、これ歳入の不足分について基金より繰入

をしているわけでございます。

以上で説明を終わらせて頂きます。宜しく願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第56号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第20、議案第57号、平成8年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長（清水勝之課長） 議案第57号、平成8年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成8年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成8年12月17日提出、沼田町長。

別冊、補正予算第2号をお開き頂きたいと思います。1頁でございます。平成8年度沼田町公共下水道特別会計補正予算（第2号）。

平成8年度沼田町公共下水道特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,200千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281,550千円と定める。

2項については省略を致します。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は「第2表 地方債補正」による。

平成8年12月17日提出、沼田町長。

今回の補正につきましては、給与改定に伴う増、それから建設費の執行残ということで補正を組んでございます。内容につきましては歳出からご説明申し上げます。

11頁、お開き頂きたいと思います。下水道の一般管理費で1,465千円の増額を致しまして42,715千円

とするものでございます。給料、職員手当、共済費につきましては給与改定に伴う増加でございます。13、委託料につきましては、ここに記載のとおり 1,044千円、各委託の執行残を載せてございます。原材料費でございますが、薬品の購入費で 613千円の増加でございます。これにつきましては、〇—157等の関係部分の薬品の増加分でございます。備品購入費、これにつきましては器具購入費の減でございます。

2目の下水道建設費でございますが、3,466千円の減でございますが、7の賃金につきましては職員が1名増加をして頂いたということで臨時職員の賃金の減でございます。委託料につきましては執行残、更に15の工事請負費につきましては当初町道筑紫線の南筑紫線の污水管渠新設工事を計画をいたしていたところでございますけれども、道営住宅の工事に一括繰入を致しましてやって頂いた関係でこの部分が減ということで、工事費のあとにつきましては執行残ということで三角の 2,419千円の減でございます。22の補償・補填及び賠償金につきましては、支障物件の補償費の減額でございます。公債費につきましては 199千円の減でございますが、22の償還金利子及び借料の下水道事業債にかかる利子減でございます。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第57号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第21、議案第58号、平成8年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長(清水勝之課長) 議案第58号、平成8年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成8年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成8年12月17日提出、沼田町長。

別冊の平成8年度第1号の補正予算をお開き頂きたいと思っております。まず1頁でございます。平成8年

度沼田町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 平成8年度沼田町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

以下、朗読を省略させていただきます。内容だけ説明申し上げます。

平成8年度予算書の第3条、これは収益的収支についての予算額でございますが、これにつきまして収入で営業収益で8,867千円の減額をするものでございます。尚、支出につきましても同額営業費用で9,393千円、営業外費用で526千円の減額をするものでございます。これ等につきましては受託工事の減額、加入負担金の増額、それから償還金利子の増額というような内容でございますが後程ご説明申し上げます。第3条でございますが、予算の第4条予算、資本的収支の予算でございますが、括弧の中で所謂資本的収入が支出に対し不足する額を補填する場合、過年度の損益勘定留保金でまかなうようなしくみになってございますが、その留保資金の額の変更でございます。資本的収入につきましては建築改良費で3,691千円を減額しまして、補填する額を22,741千円から3,691千円引きました19,050千円を補填すると、こういった内容になってございます。これ等の3,691千円につきましては工事請負費、更に委託料の減額部分でございます。

第4条の関係で予算8条とございますのは、議決を経なければ流用することができない経費、即ち職員給与費でございます。今回の補正で561千円増額することによりましてこのような24,246千円を流用できないというふうにするわけでございます。

平成8年12月17日提出、沼田町長。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第58号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第22、議案第59号、団体営土地改良事業の施行についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（矢野 潔課長） 議案第59号、団体営土地改良事業の施行について。土地改良施設の適正管理を図るため、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の2第2項の規定により、次の土地改良施設の維持管理事業を行う。

記と致しまして、1、恵比島揚水機場。

平成8年12月17日提出、沼田町長でございます。

内容につきましては、現在沼田町土地改良区が維持管理をしております当該恵比島揚水機場を平成9年より沼田町において維持管理を行うという内容でございます。既にご承知のように恵比島揚水機場につきましては幌新ダムの放流水、これを恵比島地区、そして北竜地区、沼田の〜部一般地区になりますけれどもこの農地約 1,080haになりますけれども、この農地に水を導水してございます。国では農業合意の関連もございまして、この受益面積 1,000ha以上を基幹水利施設として提示づけを致しております、これ等の施設は環境、更に国土保全の機能融資、公共性が高い、そういったことから市町村が管理する場合には補助制度としてその補助金を受けられると、こういった内容を持ちまして新規に基幹水利施設の管理事業が建設されたものでございます。それに伴いまして、本事業に参画するものでございまして、前段申し上げました沼田町土地改良区が維持管理している恵比島揚水機場を平成9年より、当町において維持管理を行うという内容でございます。この土地改良法の96条2の第2項の関係でございますけれども、市町村は土地改良事業を行おうとする場合は予め土地改良事業の計画の概要を定め、議会の議決を経なければならぬ。こういう規定になってございまして、1頁のその土地改良事業の計画概要を載せてございます。

1頁をお開き願いたいと思います。事業の目的でございますけれども、この事業は国営幌新地区改良事業によって造成された恵比島揚水機場の維持管理を適正に実施することにより、かんがい用水の合理的な補給を行い農業精算の工場と農業経営の安定を図ることを目的とする。

以下、それぞれ管理の要領等について記載してございますけれども、これは土地改良区が管理をしていた従前と同様にその管理をする、そういった手法でございますので説明は省略させて頂きたいと思えます。尚、この恵比島揚水機場の1ヵ年の管理費用でございますけれども、概算で約30,000千円、こんなことと試算をしてございます。つきまして、この補助事業のその補助の割合でございますけど30,000千円に対しまして国が30%、更に道が30%負担と、残りが40%になるわけでございますけれども、その40%の内30%が受益者農家の負担、残りが市町村行政の中で10%負担をする、こういう中身になってございまして、ちなみにこの区域につきましては北竜町が一部ございまして、その面積割合で8対2の割合になりまして10%相当額を沼田町が8、北竜町が2%、それぞれ負担するというのでそういう内訳になってございます。何れも細部につきましては、先般お渡し致しました基幹水利管理事業の参考資料を後程

またご覧頂きたいと思います。以上でございます。宜しくご審議を頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第59号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第23、議案第60号、恵比島揚水機場管理に関する事務の委託に関する協議についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（矢野 潔課長） 議案第60号、恵比島揚水機場管理に関する事務の委託に関する協議について。地方自治法第 252条の14の規定により、恵比島揚水機場の管理に関する事務を別紙規約により北竜町から委託を受ける。

前段の議案に関連がございますけれども、この地方自治法第 252の2条の14の関係でございますけれども、普通地方公共団体の事務を他の普通公共団体に委託をし、その管理を執行させることが出来ると、こういう規定でございます。

1頁をちょっとお開き頂きたいと思いますが、これが恵比島揚水機場管理に関する事務の事務委託に関する規約ということでそれぞれ規定してございますけれども、全文の朗読は省略致しまして第1条に委託事務の範囲でございますけれども、雨竜郡北竜町は、恵比島揚水機場の維持管理に関する事務を、雨竜郡沼田町に委託する。北竜町から委託を受けると、こういう内容になってございまして、第3条、第4条には経費の負担及びその予算の執行について定義づけてございまして、経費の関係につきましては北竜町と協議をしてその額を定める。更に予算執行につきましては、沼田町の歳入歳出予算において計上をし執行すると、こういう内容でございます。以上、この規約に基づきまして北竜町からこの一部事務につきまして委託を受けるものでございます。以上でございます。宜しくご審議を頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。9番。

○9番（野議員） 9番。国営事業の関係でこういった委託事業が行われるわけですがけれども、沼田町

の土地改良区で国営事業というのは恵比島揚水機、それとまたダムがありますよね、幌新ダム、それからホロピリダム、それから多度志の方にありますいちかん〜〜あるんですけど、こういったような国営事業の施設の維持管理について今後土地改良区からの要望があった場合にはこういったようなことで

やられるのか、やられないのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 産業課長。

○産業課長（矢野 潔課長） 今回の恵比島揚水機場でございますけども、これの維持管理につきましては電気料が主でございますがかなり 6,000千円、7,000千円ということで年間電気代を経費として、費用として発生してございます。只今のご質問の今後の幌新ダム、沼田ダム、こういう関連でございまして、維持管理に直接要する経費についてはやはりこの施設が最大でありまして、そういった同じ同類の中でこれは前例として後続、こういう補助制度が出てくるとは現在のところ考えておりません。

○議長（吉尾政春議長） 9番。

○9番（野議員） 一再一 今課長の方から説明あったんですけども、国営事業の揚水機部分はわかるんですけども、この後ホロピリとかそういったこの、あれも国営事業の財産ですからそれを土地改良区が維持管理をしている、国の施設ですからまた土地改良区の方でダム関係も「是非ひとつこういうことをお願いしたい」ということになれば、また受けてやらなければならぬのかなと思うんですけど、そういうようなお考え方はないのかなあと。

○議長（吉尾政春議長） 産業課長。

○産業課長（矢野 潔課長） ちょっと説明が悪くて申し訳ないんですけども、沼田ダムにつきましては自然流化の中で導水されますし、恵比島揚水機場はかなりの大きなポンプによりまして揚水してございます。そんなことから、沼田ダムは直接維持管理費の中でそういった経費は今のところあらわれておりませんし、これ等の管理に相当費用要するもの、これが一部国、道の補助を受けるということの中身でございまして、沼田ダム等今のお話の中ではそういう経費は今直接発生しておりませんから、これは〜〜ということにはなっていないのかなと、こんなふうに理解しております。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第60号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第24、同意第3号、監査委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（篠田久雄町長） 同意第3号、監査委員の選任について。この件につきましては、ここに記載してありますように明春の1月29日に現在の岩寺一之さんが任期満了によるわけでありますけれども、現在岩寺さん非常に熱心に、しかも公正に監査委員を勤めて頂いておりますので、再度選任しようということで提案させていただきました。あと、提案の理由、略歴なんかにつきましては記載のとおりでありますので、宜しくご同意賜りますようお願い申し上げまして説明にかえさせていただきます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第3号は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩を致します。

16時06分

---

○議長（吉尾政春議長） 再開致します。

16時07

分

○議長（吉尾政春議長） 議事日程の追加についてお諮り致します。只今、所管事務調査1件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、日程第25、閉会中の所管事務調査の申し出を日程に追加することに決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第25、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。お諮り致します。本件は、議会運営委員会が次期定例会まで閉会中の所管事務調査の申し出であります。説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本件は、許可することに決しました。

---

(閉会宣言)

○議長(吉尾政春議長) 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。  
これで平成8年度第4回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労さまでした。

16時07

分



会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員